

報道記事「発達障害者への求刑超す判決」に接して

大手新聞社の8月3日付けのネット上の報道記事「発達障害者への求刑超す判決、支援団体『認識に誤り』」が目にとまった。

記事の概要は、【発達障害と認定された男性が姉を殺害した裁判で、「被告の障害に対応できる受け皿がない」、「長期間の刑務所収容が社会秩序の維持につながる」との理由から、懲役16年の求刑に対して懲役20年の判決を下した。

この判決に対して、触法障害者らの支援活動にあたる団体が、刑務所などを出た障害者を支える地域生活定着支援センターが全国にできた点などを指摘し、「受け皿をつくる取り組みは進んでいる。障害を理解した上での矯正が必要だ」として、「障害の認識に重大な誤りがある」とする意見を発表した。】というもの。

事件の背景や詳細が分からないので事件そのものにはコメント出来ないが、罪を犯し刑に服し出所後の「障害に対応できる受け皿がない」と社会の未熟さを指摘した判決理由は一応評価するとしても、国民は法の前には平等であり法と過去の判例に基づく検察の求刑に対して、障害を理由に求刑を上回る判決を言い渡した市民から選ばれた6人の裁判員や3人の裁判官の感覚に唾然とする。

司法世界内だけの独断を避けるために市民感覚を裁判に反映させるべく裁判員制度が採用された時代の流れから観ると、罪を犯した障害者は社会秩序維持のために刑務所収容を長期にするものを止む終えないと言わんばかりに、求刑以上の量刑を下した判決の時代感覚は理解に苦しむ。

判例はその時代の社会規範となるものだけに、裁判員や裁判官は自身のこの感覚は、今の一般市民、社会の感覚に添うものとも思ったのだろうか。

それとも、この判決を導き出した裁判員や裁判官の障害者への感覚は、残念ながらまだまだ今の市民感覚に近いということか…。